

令和2年度の健康保険組合への実地指導監査の結果について

1. 令和2年度の実施状況

近畿厚生局管内の34健康保険組合に対し、健康保険組合の事業運営が法令・通知・組合規約に基づき適正に実施されていることを確認するため、厚生労働省保険局保険課長通知に基づく実地指導監査を実施しました。

2. 実地指導監査の結果

実地指導監査の結果、不適切な事務処理等について文書指摘を行った健康保険組合に対して、文書による改善措置状況の報告を求めました。主な指摘事項については、別添のとおりです。

3. 指摘事項の解消に向けた取り組み

健康保険組合連合会大阪連合会のホームページに令和2年度組合業務別実務講習会（監査の要点等）を掲載し、事業運営の注意喚起を行いました。また、自己点検シートによる自己点検の実施に当たっては、指摘事項に留意して業務の改善を行うよう要請しました。

令和2年度 健康保険組合実地指導監査結果 (主な指摘事項)

項 目		指摘事項	根拠・参考	
庶 務	1	理事会・組合会	監事の選出に当たっては、法令・規約・規程に基づき厳正に行うこと。	健康保険法第21条第4項
	2	組合規約及び諸規程	各規程について見直しがされていないものが見受けられるので、内容を点検のうえ必要に応じて改定すること。	健康保険法施行規則第15条 平成19年2月1日保保発第0201001号通知による改正等の指示に基づく措置
	3	個人情報保護	個人情報保護管理規程及びシステム等運用管理に基づき、教育研修等を実施すること。	平成14年12月25日保保発第1225001号通知 平成16年12月27日保発第1227001号通知 平成29年4月14日保発0414第18号通知
	4		個人情報保護管理規程に基づき、事故発生時の報告連絡体制を整備すること。	平成29年4月14日保発0414第18号通知
	5	公告	公告は、組合規約に定める方法により実施すること。	健康保険法施行令第3条
保 健 事 業	1	特定健診・特定保健指導	第3期特定健康診査・特定保健指導の目標実施率は、国の参酌基準に則して設定すること。	高齢者の医療の確保に関する法律第24条
	2		特定保健指導は、実施計画に定めた目標に対して実績が低調に推移していることから、実施率の向上に向けた実施方法等の見直し検討を行うこと。	高齢者の医療の確保に関する法律第24条
医 療 費 適 正 化	1	医療費	医療費通知は、全件を対象に実施すること。	昭和60年4月30日保文発第274号通知
適 用 ・ 保 険 給 付	1	任意継続被保険者	任意継続被保険者の資格取得に伴う被保険者証については、保険料納付の有無にかかわらず速やかに交付すること。	健康保険法施行規則第47条
	2		任意継続被保険者に係る資格取得の申出については、健康保険法第37条に基づき適正に取り扱うこと。	健康保険法第37条
	3		任意継続被保険者の資格喪失の取扱について、健康保険法施行規則第43条に基づき申出書を提出させること。	健康保険法施行規則第43条
	4		任意継続被保険者の保険料納付については、健康保険法施行規則第138条に基づき、納付書により納付させること。	健康保険法施行規則第138条
	5	保険給付	保険給付に係る不支給の決定を行った時は、当該決定について通知をすること。	健康保険法施行規則第112条

財 務 全 般	1	帳簿・証拠書	前金払整理簿について、平成19年2月1日付保保発第0201001号通知に基づき整備すること。	健康保険法施行規則第15条 平成19年2月1日保保発第0201001号通知
	2		事故防止の観点から、支出に関する証拠書類（申請書、証明書、領収書等）全てに支払済表示を行うとともに、収入支出決議書及び証拠書は差し替えができないように編綴・製本して保管すること。	平成16年2月6日社発第125号通知 平成23年12月26日保保発1226第1号通知（別紙1）
	3	支出	前金払は、支払先の義務履行が会計年度内に得られるものに限ること。	平成19年2月1日保保発第0201001号通知